

1 財務会計事務

(1) 契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 人権局 人権企画課 人権擁護課	両課においては、大阪府財務規則第69条第4項及び大阪府財務規則の運用第69条関係第2項に基づく検査員の指定はグループ単位で決裁により行われているが、検査員の指定を行っていないグループがあり、結果として検査員でない者が検査を行っていたものがあつた。	<p>契約の履行確認や検査のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。（以下略）</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p>	平成28年2月8日実施の部の会計事務研修の内容のうち検査事務のルール等を中心に、改めて局内職員に周知徹底した。 また、年度当初に局内各グループでの検査員指定の決裁の漏れがないか、局内の会計事務を取りまとめているグループが確認を行うこととした。 今後とも、会計事務について周知を行い、適正な事務処理に努める。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年6月15日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 医療対策課</p>	<p>下記の業務委託契約について、再委託に係る受注者からの通知は書面で行われていたが、当該通知に対する府の承認が口頭で行われていた。 そのため、再委託の承認についての意思決定に係る文書が作成されていなかった。</p> <p>「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム等改修委託業務」 (1) 契約期間：平成27年9月3日から平成28年3月31日まで (2) 契約金額：24,948,000円 (3) 再委託業務：スマートフォンアプリの製造</p>	<p>文書事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府行政文書管理規則】 (文書管理の基本) 第3条 事務は、原則として文書（図画、写真及びスライド等並びに電磁的記録を含む。以下同じ。）により処理しなければならない。</p> <p>(行政文書の作成) 第13条 意思決定に当たっては文書（電磁的記録にあつては、電子文書に限る。以下この条において同じ。）を作成して行うこと並びに事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合及び処理に係る事案が軽微なものである場合は、文書の作成を要しないものとする。ただし、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合にあつては、事後に文書を作成しなければならない。</p> <p>【大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム等改修委託業務契約書】 (再委託等の禁止及び誓約書の提出) 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。</p>	<p>平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行うとともに、文書事務のルール等の順守について注意喚起を行った。 今後、「委託役務における再委託等の承認事務に関する指針」及び「大阪府行政文書管理規則」に基づいた契約事務フローを作成する等、事務処理の可視化を図り、再委託の承認の手続を行う際には、複数名による確認を徹底することにより適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課	<p>「大阪製ブランドプロモーション等業務委託契約」(3,311,800円)において、業務委託仕様書第7号で定める「毎月の実施状況報告」を書面により受理していない月があった。</p>	<p>今後は業務委託仕様書で定める必要事項について、十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪製ブランドプロモーション等業務委託仕様書】</p> <p>7 委託事業の実施状況の報告</p> <p>受託者は、契約受託後、毎月、委託事業の実施状況を書面により、大阪府に報告するものとする。</p> </div>	<p>監査結果を課員に周知し、契約に基づく手続の徹底について注意喚起した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月22日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 労政課	年度当初に行った検査員の指定手続の決裁において、補職名しか記載されていないため、職員（氏名）が指定されないまま検査を行っていた。	<p>今後は契約の履行確認や検査のルール等について、十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （検査） 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 4 契約局長若しくは契約担当者又はこられの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p> </div>	今回の検出事項について、速やかに、補職名と氏名を明記の上、検査員を指定するとともに、今後は適正な事務処理を行うよう、室内で周知徹底を図った。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年6月22日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 労政課	<p>「高齢日雇労働者就労自立支援事業」(246,440,662円)において、契約書(別記)特記仕様書「Ⅱ個人情報取扱特記事項」第3で定める「個人情報の取り扱いに係る作業責任者届」を受理していなかった。</p>	<p>今後は特記仕様書で定める必要事項について、十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府個人情報保護条例】 (委託に伴う措置等)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>【個人情報取扱事務委託基準】</p> <p>3 委託に当たっての留意事項</p> <p>(1) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的を達成するために必要最小限度のものとする。</p> <p>(2) 契約に先立ち、委託事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、委託先が個人情報の保護について遵守すべき事項を十分に検討し、別紙「個人情報取扱特記事項(例)」を参考に、当該委託事務における個人情報保護のための特記事項(以下「個人情報取扱特記事項」という。)を定めること。</p> <p>【契約書(別記)特記仕様書「Ⅱ個人情報取扱特記事項」】 (作業責任者等の届出)</p> <p>第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。</p> </div>	<p>今回の監査において指摘のあった、特記仕様書で定める必要提出書類(「個人情報の取り扱いに係る作業責任者届」)の未受理について、速やかに受理するとともに、今後、適正な事務処理を行うため、契約に基づく手続について確認するよう、室内で周知徹底を図った。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月22日から同年7月15日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育庁 教育振興室 支援教育課	雇用創出基金事業地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」業務について、契約書で定める月次業務報告書を一度も入手していなかった。	今後は契約書の条項に基づき、適正な事務処理を行われたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【雇用創出基金事業地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」業務契約書】 （業務状況及び雇用労働者数の報告） 第23条 受注者は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく、月次業務報告書を発注者に提出しなければならない。</p> </div>	監査結果を踏まえ、再発防止のため、課内関係者に監査結果と併せて会計事務ポータルサイトにある「委託契約締結事務のポイント」「支出事務のポイント」などをもとに契約事務・支出事務の手続を確認するようメールで周知を行った。 今後、契約締結に当たっては、契約書条項の内容を起案者、決裁関与者それぞれが確認し、再発防止に努める。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
教育庁 市町村教育室 小中学校課 地域教育振興課	<p>小中学校課及び地域教育振興課では、京都市の先進的な実践事例を視察するため、京都市内のA小学校を訪問しているが、その際の資料代に関する見積書・請求書・支払先（口座名義人）は、別のB団体名となっている。</p> <p>A小学校からは、資料代の振込み口座をB団体とする旨の口座振込申出書を受領しているが、見積・請求に関する委任状を受領し確認することなく、各課2,000円ずつB団体名義の口座に振り込んでいる。</p>	<p>債権者以外の者から見積り・請求があった場合、委任状で権限を確認する必要がある。今後は、契約・支出事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令第232条の5】 第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章 支出 第3節 支出命令 3 支出命令（支出命令審査）の留意点 7 正当債権者のための支出ですか (1) 債権者名に誤りは、ありませんか。 ・ 請求書の住所及び氏名（印）と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名（印）と照合、確認します。</p> <p>【支出事務のポイント 一会計局一】 見積書 ③ 見積者 ・ 正当な代表機関が行った見積りですか。 ・ 委任を受けた者からの見積りの場合、委任状で権限を有することを確認してください。</p> <p>支出命令伺 ① 受領者（債権者） ・ 請求書、契約書に記載の正当な債権者と一致していますか。 ・ 正当な債権者から委任を受けた者となっていますか。（委任状で確認）</p> <p>請求書 ② 請求者 ・ 正当な債権者からの請求ですか。 ・ 債権者の表示[住所、氏名（法人にあっては、法人名称及び代表者の氏名）]は、契約書、請書と一致していますか。 ・ 委任を受けた者からの請求の場合、委任状で権限を有することを確認してください。</p>	<p>監査結果を踏まえ、小中学校課及び地域教育振興課において、今後の事務における注意事項を課内会議及びメールにより課員へ周知し、注意喚起を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>労働委員会事務局 総務調整課</p>	<p>経費支出において、一部を除き検査員の指定手続が行われておらず、結果として検査員でないものが検査を行っていた。</p>	<p>今後は契約の履行確認や検査のルール等について、十分理解し、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p>	<p>今回の監査結果を踏まえ、検出事項の内容について局内全員に周知するとともに、今後の再発防止のため、検査員の指定漏れのないよう注意喚起を行った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年6月22日から同年7月15日まで）